

欧州連合司法裁判所，インターネット市場運営企業の権利侵害に対する責任を明確化

2011年7月16日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、7月12日、インターネット市場運営企業の知的財産権の侵害に対する責任を明確化する判決（C-324/09）を下した。

本件は、商標権者であるロリアル社等がインターネット市場を提供するeBay社を訴えた裁判において、英国の高等法院がCJEUに対してインターネット市場運営企業の知的財産権の侵害に対する責任等についての判断を付託していたもの。CJEUは、本判決において、国内裁判所はインターネット市場運営企業に対して、知的財産権の侵害を終わらせるだけでなく、更なる同類の侵害を防止することも意図された対策の実施を命ずることが可能でなければならないことも判示している。

インターネット上での知的財産権の侵害への対応策に関して欧州産業界からの注目が集まっていたところ、CJEUは、2010年3月23日に、Google社が実施しているインターネット検索連動型の広告サービス「アドワーズ（AdWords）」における商標権侵害が争われた事件についても、インターネットサービス提供者の責任を明確にする判断を下しているが、本判決によって、インターネット・ビジネスと知的財産権の侵害との関係について更なる明確化が図られたことになる。

<経緯>

eBay社は、インターネット上で世界的な電子市場を運営しており、そこでは、個人および企業が広範な種類の商品および役務を売買することが可能である。一方、ロリアル社は、広範囲の周知商標の権利者であり、特に化粧品や香水などの同社の製品は、認可された卸業者が他の業者に製品を提供する閉じられた流通ネットワークによって流通している。

ロリアル社は、eBay社が自身のウェブサイトの利用者による商標権侵害に関与していると訴え、また、有料インターネット参照サービスからロリアル社の商標の名前に関連する（Google社のアドワーズのような）キーワードを購入することによって、eBay社は利用者をeBay社のウェブサイト上で販売を目的として提供される商標権侵害物品へと向かわせているとロリアル社は主張した。さらに、ロリアル社の見解によれば、模倣品の販売を防止しようとするeBay社の取組は不十分であった。ロリアル社は、特に第三国での販売を意図した製品のEU域内の消費者への販売と販売のための提供（並行輸入）を含む様々な侵害形態を指摘した。

英国の高等法院（High Court）は、本件の審理に先立ち、インターネット市場運営企業がその利用者の商標権侵害を防止するために負うべき責任に関する質問を CJEU へ付託した。

<CJEU の判決の概要>

予備的な点として、商標製品の販売が商業活動として行われる場合にのみ、商標権者は商標製品を販売する個人に対して排他的権利に頼ることができ、特に、販売がその量と頻度によって私的な活動の範囲を超える場合にはそれがあてはまる。

最初に、eBay社のようなオンライン市場の手段によるEU向けの商業活動に関し、商標製品の販売のための提供および広告がEU域内の消費者をターゲットにしていることが明らかである場合には、直ちに、第三国におかれた商標製品に関連する販売のための提供および広告に対してEUの商標規定が適用される。

オンライン市場に展示される販売のための提案または広告がEUの消費者をターゲットにしていると結論づけられる根拠となる関連要因の存在の有無は、国内裁判所が案件ごとに評価を行う。たとえば、国内裁判所は販売者が製品を発送しようとしている地理的範囲を考慮に入れることができる。

次に、顧客が商業活動の過程でウェブサイトにおいて商標に関連する標章を展示することを単に可能にするサービスをインターネット市場運営企業が提供する場合には、EU法制の意味においてインターネット市場運営企業自身が商標を利用していないことになるとした。

また、インターネット市場運営企業の責任について、オンラインでの販売の提供またはそのような提供の促進の提示の最適化を特に伴う支援をインターネット市場運営企業が提供する場合には、販売のための提供に関連するデータの知識を提供する、またはそのデータを管理するような積極的な役割を果たしている。そして、インターネット市場運営企業がそのような積極的な役割を果たした時、EU法が一定条件下においてインターネット市場運営企業等のオンラインサービス提供者に課す責任からの適用除外に頼ることができない。

さらに、インターネット市場運営企業がそのような類の積極的な役割を果たしていなかった場合においても、勤勉で合理的なインターネット市場運営企業がオンラインの販売のための提供が違法であることに気付くべきであったことの根拠となる事実または状況をインターネット市場運営企業が認識していて、本件がそれに該当することを認識していながら、ウェブサイト上から関連するデータを速やかに削除するかそれらへのアクセスを無効にする行動をとらなかったときは、責任からの適用除外に頼ることができない。

最後に、インターネット市場運営企業が自らの取組において知的財産権の侵害を終了させ更なる侵害の発生を防止することを決定しないときは、インターネット市場運営企業に対する差止めが認められる。よって、インターネット市場運営企業に対して、自らの顧客である販売者を特定することを容易にする手段を実施することを命じてもよい。その際、個人データの保護を尊重することは必要であるものの、侵害の犯人が取引の過程で個人的事項ではなく実行しているときはその者が明確に特定されなくてはならないという事実に変わりはない。

したがって、EU 法は、知的財産権の保護に関連する管轄権を有する国内裁判所が、利用者による知的財産権の侵害を終了させるだけでなく、更なる侵害を防止することに役立つ手段を実施することをインターネット市場運営企業に対して命ずることができることを確保するように、加盟国に対して要求する。そのような差止めは効率的でバランスが取れ制止力を有するものでなくてはならず、適正な貿易に対する障壁を生じてはならない。

－ CJEU のプレスリリースは、以下参照 －

[The Court provides clarification on the liability of companies operating internet marketplaces for trade mark infringements committed by users \(PDF\)](#)

－ 判決文は、以下参照 －

[JUDGMENT OF THE COURT \(Grand Chamber\)](#)

－ Google 社のアドワーズについての CJEU 判決に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州司法裁判所、Google 社のアドワーズは商標権を侵害していないと判決 \(2010 年 3 月 24 日\) \(PDF\)](#)

(以上)